

## 千葉市価格高騰重点支援給付金Q & A

このQ & Aは、千葉市価格高騰重点支援給付金（以下「本給付金」という。）について、質疑応答形式で説明するものです。

### 目次

|  |    |
|--|----|
| 1 総論 .....   | 6  |
| 問 1-1 千葉市価格高騰重点支援給付金の趣旨は何ですか。 .....  | 6  |
| 問 1-2 どの市町村（特別区を含む。以下同じ。）においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。 .....  | 6  |
| 問 1-3 本給付金と、これまでの非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）や、価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）とで大きく異なる点がありますか。 .....   | 6  |
| 問 1-4 本給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。 .....   | 6  |
| 問 1-5 本給付金において、千葉市が対象とするのはどのような世帯ですか。 .....  | 7  |
| 問 1-6 本給付金の法的性格は何ですか。 .....  | 7  |
| 問 1-7 本給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。 .....  | 7  |
| 問 1-8 本給付金は、課税の対象となりますか。 .....   | 7  |
| 問 1-9 本給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。 .....  | 7  |
| 2 支給手続き関係 .....  | 8  |
| 問 2-1 本給付金では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。 .....   | 8  |
| 問 2-2 本給付金で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。 .....   | 8  |
| 問 2-3 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日（異動日）の意味ですか、それとも届出日の意味ですか。 ..... | 8  |
| 問 2-4 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。 .....   | 9  |
| 問 2-5 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。 .....   | 9  |
| 問 2-6 千葉市価格高騰緊急支援給付金においてDV等避難者や措置入所者として支給した世帯についても、支給案内のハガキが送付されますか。 .....                     | 9  |
| 3 支給対象者（1）共通事項 .....   | 11 |

|          |  |    |
|----------|--|----|
| 問 3-1-1  | 本給付金でいう「世帯」の定義は何ですか。 .....   | 11 |
| 問 3-1-2  | 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。 .....   | 11 |
| 問 3-1-3  | 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯の判定や、家計急変世帯に対する給付金における非課税収入（所得）限度額を算定する際に用いる扶養している人数は、具体的にはどのようになりますか。 .....   | 11 |
| 問 3-1-4  | 住民税非課税世帯向けの給付又は家計急変世帯への給付について、支給要件を満たす場合は、それぞれ又は複数回支給を受けることができますか。 .....   | 12 |
| 問 3-1-5  | 住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は、家計急変世帯として給付を受けることができないこととされていますが、当該者が婚姻・離婚等により、基準日時点で別世帯であった課税世帯に属することとなった場合、当該課税世帯にあっても、家計急変世帯に対する給付を受けることができないのでしょうか。 ..... | 12 |
| 問 3-1-6  | 子育て世帯生活支援特別給付金や、千葉市以外の市町村で類似の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。 .....  | 12 |
| 問 3-1-7  | 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。 .....  | 13 |
| 問 3-1-8  | 生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。 .....   | 13 |
| 問 3-1-9  | 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。 .....   | 13 |
| 問 3-1-10 | 成人年齢が引き下げられましたが、本給付金にも影響がありますか。 ...  | 13 |
| 3        | 支給対象者（2）非課税世帯 .....  | 15 |
| 問 3-2-1  | 令和5年度住民税均等割が非課税かどうかはどのように決まるのですか。 .....  | 15 |
| 問 3-2-2  | 均等割でない住民税があるのですか。また、それは本給付金にどのような関係がありますか。 .....   | 15 |
| 問 3-2-3  | 令和5年1月2日から基準日までの転入者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。 .....   | 15 |
| 問 3-2-4  | 令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。 .....  | 15 |
| 問 3-2-5  | 住民税非課税世帯として受給した後、修正申告等により、市町村民税が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。 .....   | 16 |
| 問 3-2-6  | 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。 .....  | 16 |
| 問 3-2-7  | 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明により、残った世帯員から申請できますか。 .....   | 16 |
| 問 3-2-8  | 課税対象となる給付金（雇用調整助成金など）や一時的な所得増（土地譲渡所得など）により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付対象にならないのですか。 .....  | 17 |

|          |   |    |
|----------|---|----|
| 問 3-2-9  | 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くとありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。..... | 17 |
| 問 3-2-10 | 生活保護世帯も対象とありますが、医療扶助等のみ（いわゆる単給）で生活保護を受給している世帯は、給付の対象となりますか。.....  | 17 |
| 問 3-2-11 | 令和5年6月1日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和5年度の住民税非課税だった場合、令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金の対象となりますか。.....                                  | 18 |
| 問 3-2-12 | 配偶者の被扶養者（無収入）であった者が、基準日の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となりますか。.....   | 18 |
| 問 3-2-13 | 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか。.....   | 18 |
| 問 3-2-14 | 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。.....  | 18 |
| 問 3-2-15 | DV等避難者自身が住民税課税の場合、支給対象となりますか。.....  | 19 |
| 問 3-2-16 | DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。.....  | 19 |
| 問 3-2-17 | 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象となりますか。.....  | 19 |
| 問 3-2-18 | 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が住民税非課税世帯に対する給付を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できますか。.....          | 19 |
| 問 3-2-19 | 住民税非課税世帯に対する給付において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市であれば、千葉市での支給対象となりますか。.....                             | 19 |
| 問 3-2-20 | 里親に委託された児童は支給対象となりますか。.....   | 20 |
| 問 3-2-21 | 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。...  | 20 |
| 問 3-2-22 | 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。.....  | 20 |
| 問 3-2-23 | 18歳以上の婦人保護施設の入所者の取り扱いはどのようになりますか。.....  | 20 |
| 問 3-2-24 | 東日本大震災の影響により、千葉市で生活しているが住民票は移していない場合、千葉市で受給することができますか。.....   | 20 |
| 3        | 支給対象者（3）家計急変世帯.....   | 21 |
| 問 3-3-1  | 家計急変者に対する支給の趣旨は何ですか。.....   | 21 |

|   |    |
|---|----|
| 問 3-3-2 「収入が減少したこと」は、いつといつを比べるのですか。また、いつ時点の誰の収入で判断されるのですか。離婚した場合の元配偶者の収入は勘案されるのですか。 .....                       | 21 |
| 問 3-3-3 非課税相当とみなされる非課税相当収入(所得)限度額を教えてください。 .....  | 21 |
| 問 3-3-4 「任意の1か月」は、令和5年1月から令和5年8月までのどの月を選定することもできますか。 .....  | 22 |
| 問 3-3-5 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定することになりますか。 .....  | 22 |
| 問 3-3-6 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合の非課税収入限度額は204.4万円未満とされていますが、扶養親族の人数によって金額は変わりますか。 .....                              | 22 |
| 問 3-3-7 家計急変世帯に該当するかを判断するにあたり、収入の種類に制限はありますか。 .....   | 22 |
| 問 3-3-8 離婚等により元配偶者が家計に入れていたお金がなくなったことは、予期できない本人の収入の減少に該当しますか。 .....   | 23 |
| 問 3-3-9 収入の減少はありませんが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和5年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当しますか。 .....            | 23 |
| 問 3-3-10 任意の1か月は、申請者及び配偶者は同じ月を設定する必要がありますか。 .....   | 23 |
| 問 3-3-11 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。 .....   | 23 |
| 問 3-3-12 定年退職により収入(所得)が減少し、非課税水準となる場合は、どのような取扱いとなりますか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。 ..... | 24 |
| 問 3-3-13 家計急変世帯への給付については、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は対象となりますか。 .....   | 24 |
| 問 3-3-14 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を紛失した場合や、自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように申請すべきでしょうか。 .....                           | 24 |
| 問 3-3-15 令和5年6月2日以降に入国した者で、予期せず家計が急変し収入の減少があった者は、対象となりますか。 .....  | 24 |
| 問 3-3-16 申請者が個人事業主等の場合の家計急変申請において、夫から専従者給与を受ける妻は、申立書に記入する扶養人数に含めてよいですか。 .....                                   | 25 |
| 問 3-3-17 家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不支給となった後、出産により扶養家族が増えたなど要件が変更された場合、再申請を行うことが可能ですか。あくまでも、申請は一世帯1回限りですか。 .....  | 25 |
| 問 3-3-18 家計急変者として本給付金を受給した後、令和5年の所得に基づく令和6年度の課税状況が結果として住民税課税となった場合、返還する必要がありますか。 .....                          |    |

.....25

問 3-3-19 DV等避難者や自立援助ホーム等の入所施設の児童について、就労している等の理由で令和5年度住民税課税であるものが、予期せず家計が急変し収入の減少があった場合には、家計急変世帯として申請できますか。.....25

## 1 総論

問 1-1 千葉市価格高騰重点支援給付金の趣旨は何ですか。

(答)

○本給付金は、令和5年3月22日に政府で開催された、第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を7,000億円増額し、(中略)地域の実情に応じたきめ細やかな支援を一層強化」、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に新たに5,000億円の低所得世帯支援枠を創設」とされ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化が示されたことを踏まえ、令和5年度住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、1世帯あたり3万円を支給するものです。

問 1-2 どの市町村(特別区を含む。以下同じ。)においても同じ基準で給付金が支給されるのですか。

(答)

○市町村ごとに異なる基準で支給されます。電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金による本件給付は、国によって「地方公共団体が地域の実情に応じて実施する取組」のひとつと位置づけられており、低所得世帯1世帯あたり3万円を目安として給付する、というおおよその枠組みは国から示されているものの、詳細は各市町村で決定し支給します。

問 1-3 本給付金と、これまでの非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)や、価格高騰緊急支援給付金(1世帯あたり5万円)とで大きく異なる点がありますか。

(答)

- 千葉市では、従来給付金との一貫性を保つため、課税年度や基準日を除く支給要件については同様としております。
- 一方、支給要件に該当する可能性が特に高い一部の世帯については、支給のご案内をお送りし、一定期間内に辞退や口座変更の届出がなければ振込を行う方法を、新たに実施します。
- また、マイナンバーと紐づけられた公金受取口座を登録されている方で、本給付金の振込先として当該口座を希望される方については、口座確認書類の添付を省略できることとしました。

問 1-4 本給付金に関連して、国の資料を確認することはできますか。

(答)

○内閣府地方創生推進室のホームページで公開されています(令和5年3月

22 日付事務連絡（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点交付金）の増額・強化について）ほか。）。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rinjikoufukin/jimurenraku.html>

問 1-5 本給付金において、千葉市が対象とするのはどのような世帯ですか。

（答）

○世帯の全員が令和 5 年度住民税均等割非課税である世帯と、令和 5 年 1 月から 8 月のあいだに減収した方がいることにより、世帯の全員が非課税相当となっている家計急変世帯とです。

○詳細な要件等については、本 Q A の該当項目にてご確認ください。

問 1-6 本給付金の法的性格は何ですか。

（答）

○法的性格は、民法（明治 29 年法律第 89 号）上の贈与契約（民法第 549 条）となります。

問 1-7 本給付金の支給については、行政不服審査の対象となりますか。

（答）

○本給付金の法的性格は贈与契約であり、行政処分ではないので、支給について不服申立て等の対象とはならないと考えます。

問 1-8 本給付金は、課税の対象となりますか。

（答）

○「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和 5 年法律第 64 号）」により、本給付金は所得税等を課されないこととされました。

問 1-9 本給付金は、市町村の差押えの対象となりますか。

（答）

○「令和五年三月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律（令和 5 年法律第 64 号）」により、本給付金は差し押さえることはできません。

## 2 支給手続き関係

問 2-1 本給付金では、対象となるすべての世帯に対して、市から案内などが届くのでしょうか。

(答)

○届きません。すべての世帯にご案内等をお送りするのではなく、支給要件を満たす可能性が特に高い世帯に対してのみ、支給のご案内もしくは確認書をお送りします。

| 送付物                   | 送付時期      | 返送 | 送付の主な条件   |
|-----------------------|-----------|----|---|
| 給付金に関するご案内<br>(圧着ハガキ) | 6月23日から順次 | 不要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の全員が令和5年度住民税非課税(未申告の方を含む)である世帯</li> <li>・千葉市価格高騰緊急支援給付金(昨令和4年度に支給された1世帯あたり5万円の給付金)を口座振込で受給しており、その口座名義人が令和5年6月1日時点の世帯主と一致する世帯</li> </ul> |
| 確認書<br>(封書)           | 7月3日から順次  | 必要 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯の全員が令和5年度住民税非課税(未申告の方を含む)である世帯</li> <li>・令和5年6月1日時点の世帯全員について、令和5年1月2日以降の転入者がいない世帯</li> </ul>  |

○これらが届かない場合は、対象であっても自ら申請していただく必要がある世帯か、もしくは対象外の世帯となります。

問 2-2 本給付金で、自ら申請する必要がある世帯とはどのような世帯でしょうか。

(答)

○令和5年1月2日以降に千葉市に転入された方を含む世帯等は、千葉市で令和5年度住民税の課税状況を把握していないため、申請書をコールセンターから取寄せるか、ホームページからダウンロードしていただき、非課税証明書等を添付の上、申請していただく必要があります。

○令和5年度住民税を課税されている方を含むが、令和5年1月から8月のあいだに非課税相当まで減収されている世帯も同様に、家計急変世帯として申請していただく必要があります。

問 2-3 基準日時点において千葉市に住民登録がある方が給付対象ということですが、「住民登録がある」というのは住所を定めた日(異動日)の意味で



すか、それとも届出日の意味ですか。

(答)

○住所を定めた日（異動日）とします。

○なお、転出予定日が基準日以前であり、転入届が基準日後である等により、基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていない者は、基準日の翌日以降、初めて住民基本台帳に記録された市町村が千葉市である場合、給付対象者となります。

問 2-4 基準日において給付対象者であった者が死亡した場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

○基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下の取扱いとなります。

申請・受給権者となっている世帯主が、基準日以降に、

(1) 確認書の返送・申請を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

なお、支給案内の送付対象世帯の場合、以下の取扱いとなります。

(1) 口座変更の届出後に亡くなった場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

(2) 口座変更や受給辞退の届出期間中に、当該届出を行うことなく亡くなられた場合

①当該世帯主以外の世帯員がいる場合は、その世帯員のうちから新たに世帯主となった方が支給先（振込口座）の変更の届出を行い、給付を受けることとなります。

②単身世帯の場合は、世帯自体がなくなってしまうため、給付されません。

(3) 口座変更や受給辞退の届出期間後に、届出を行うことなく亡くなられた場合

当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

問 2-5 確認書の返送期限、また申請書の申請期限はいつですか。

(答)

○いずれも令和 5 年 9 月 30 日（消印有効）です。

問 2-6 千葉市価格高騰緊急支援給付金においてDV等避難者や措置入所者

として支給した世帯についても、支給案内のハガキが送付されますか。

(答)

○避難や措置の状況が変化している可能性があるため、支給案内の対象とはいたしません。

### 3 支給対象者（1）共通事項

問 3-1-1 本給付金でいう「世帯」の定義は何ですか。

（答）

○住民票上の世帯です。

問 3-1-2 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりますか。

（答）

○対象となりません。

○扶養親族等には、市町村民税の課税者と生計を同一にする配偶者、地方税法の規定による扶養親族（16歳未満の者を含む）のほか、同法の規定による青色事業専従者及び事業専従者が含まれます。

問 3-1-3 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯の判定や、家計急変世帯に対する給付金における非課税収入（所得）限度額を算定する際に用いる扶養している人数は、具体的にはどのようなようになりますか。

（答）

○以下の表のとおりです。

|                              | 令和5年度住民税非課税世帯<br>に対する給付    | 家計急変世帯に対する給付               |
|------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 予期せず家計急変した<br>ことによる収入減少      | —                          | 令和5年1月から8月までの<br>任意の1か月の収入 |
| 課税者の被扶養者の<br>みからなる世帯の判<br>定  | 令和5年度の住民税における<br>取扱いに応じて判定 | 令和5年度住民税における取<br>扱いに応じて判定  |
| 非課税収入限度額算<br>定上の扶養している<br>人数 | —                          | 申請時点で扶養している者の<br>人数を記載（現況） |

※1 住民税非課税世帯に対する給付、家計急変世帯に対する給付のいずれの場合も、離婚、死別等については、住民税における取扱いに関わらず、（元）配偶者や親族等に扶養されていないものとして判定する。

※2 家計急変世帯に対する給付における課税者の被扶養者のみからなる世帯の判定について、課税者である扶養者の属する世帯が家計急変世帯に対する給付を受けた場合等、当該扶養者が予期せず家計急変したことにより収入が減少し住民税非課税水準相当となった場合には、上表に関わらず、当該扶養者は住民税非課税とみなして判定する。

問 3-1-4 住民税非課税世帯向けの給付又は家計急変世帯への給付について、支給要件を満たす場合は、それぞれ又は複数回支給を受けることができますか。

(答)

○本給付金のいずれかの給付を受けた世帯は、給付金の区分に関わらず、再度支給を受けることはできません。

問 3-1-5 住民税非課税世帯として給付を受けた世帯に属する者を含む世帯は、家計急変世帯として給付を受けることができないこととされていますが、当該者が婚姻・離婚等により、基準日時点で別世帯であった課税世帯に属することとなった場合、当該課税世帯にあっても、家計急変世帯に対する給付を受けることができないのでしょうか。

(答)

○既に住民税非課税世帯として給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主若しくは世帯員であったもののみで構成される世帯は、原則として、家計急変世帯向け給付の給付対象となりません。

○ただし、令和5年6月1日時点で住民税非課税世帯として給付を受ける世帯に属していた者が、令和5年6月2日以降に、住民税非課税世帯に対する給付の給付対象外の世帯(令和5年6月1日において、令和5年度住民税課税者を含む世帯及び令和5年度住民税課税者の被扶養者のみからなる世帯)に異動した場合には、当該世帯の申請時点の世帯全員が家計急変世帯向け給付の要件を満たす場合、給付対象となります。

(例1) 家計急変世帯給付が先に支給される場合

【6月1日の状況】世帯A(甲(非課税)、乙(非課税)) / 世帯B(丙(課税))

- ・令和5年7月1日 乙が世帯Bに異動
- ・令和5年8月1日 世帯Bの丙が非課税水準相当に減収し、家計急変給付を受給
- ・令和5年9月1日 6月1日の住民票に基づき、非課税世帯給付を世帯Aに給付

(例2) 非課税世帯給付が先に支給される場合

【6月1日の状況】世帯A(甲(非課税)、乙(非課税)) / 世帯B(丙(課税))

- ・令和5年7月1日 基準日の住民票に基づき、非課税世帯給付を世帯Aに給付
- ・令和5年8月1日 乙が世帯Bに異動
- ・令和5年9月1日 世帯Bの丙が非課税水準相当に減収し、家計急変給付を受給

問 3-1-6 子育て世帯生活支援特別給付金や、千葉市以外の市町村で類似の給付を受けた場合も、本給付金の対象となりますか。

(答)

○本給付金の支給要件を満たす場合は対象となります。

問 3-1-7 条例減免により、市町村民税を課されないことになった者について、本給付金の支給対象となりますか。

(答)

○地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 323 条に規定する「天災その他特別の事情がある場合において、市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者」として、市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものについては、他の支給要件を満たせば本給付金の支給対象となります。

○同様に、令和 5 年度住民税課税であった者が、年度の途中で令和 5 年度住民税を免除され、基準日時点で非課税となった場合も、他の支給要件を満たせば本給付金の支給対象となります。

○なお、所得割のみが免除となった場合は対象となりません。

問 3-1-8 生活保護を受けている方は本給付金の支給対象となりますか。

(答)

○支給対象となります。

○ただし、一般的な取扱いと同様、生活保護制度における世帯に関わらず、住民基本台帳により基準日の世帯単位で課税状況を判定します。

(※) 例えば、住民票における世帯が、世帯主（生活保護受給者、非課税）、子（課税）である場合、当該世帯は住民税非課税世帯向けの給付の対象とはなりません。

○なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとなります。

問 3-1-9 基準日において住民登録がないホームレス等について、支給対象となりますか。

(答)

○基準日の翌日以降、本市の申請期限（令和 5 年 9 月 30 日）までに本市において住民基本台帳に記録された場合は対象となります。

問 3-1-10 成人年齢が引き下げられましたが、本給付金にも影響がありますか。

(答)

○影響があります。成人年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられたことに伴い、令和 5 年度から、平成 17 年 1 月 2 日までに生まれた方は成人として課税されることとなっており、本給付金においてもこの変更に応じた審査を行い

ます。

- 例えば、これまで19歳の単身者は合計所得金額が135万円以下であれば非課税でしたが、令和5年度からは、前年中の合計所得金額が45万円を超えると課税となります。

### 3 支給対象者（2）非課税世帯

問 3-2-1 令和5年度住民税均等割が非課税かどうかはどのように決まるのですか。

（答）

○令和4年1月から12月の収入を元に、原則令和5年1月1日時点で住民登録のある市町村にて賦課決定されます。

問 3-2-2 均等割でない住民税があるのですか。また、それは本給付金にどのような関係がありますか。

（答）

○住民税には、一定額をご負担いただく均等割と、所得に応じて負担する額が変わる所得割との2種類があります。

○例えば、所得割のみ免除されている方がいらっしゃる世帯は、住民税非課税世帯に対する給付対象には含まれません。ただしその場合も、家計急変世帯として受給できる可能性はあります。

問 3-2-3 令和5年1月2日から基準日までの転入者は、どのように課税・非課税を判断することになりますか。

（答）

○令和5年1月1日時点の課税情報を有する市町村にて非課税証明書（所得証明書）を取得していただき、申請書に添付してご提出いただくこととなります。

問 3-2-4 令和5年度住民税非課税世帯に対する給付金の対象となる世帯であることは、どのように判定することになりますか。

（答）

○令和5年度住民税非課税世帯に対する給付は、令和5年6月1日における住民登録に基づき、同一の世帯に属する方全員が、令和5年度分の住民税均等割非課税である世帯（住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯は除く）が対象となります。

○住民税非課税世帯に対する給付は、具体的には、以下の①から③をすべて満たす世帯について、支給対象となります。

①令和5年6月1日に住民登録がある世帯（住民登録はないが、日本国内で生活しているものを含む。）であること

②令和5年6月1日の住民登録上の世帯の全員が、令和5年度住民税均等割非課税であること

③世帯の全員が、住民税が課税されている者に扶養されている者からなる世

帯ではないこと

※③について、例えば、親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となる。

（例）Aとは住所地が異なる配偶者B（非課税）と子C（非課税）からなる世帯の場合

|              | Aとの扶養関係       |              |                    |
|--------------|---------------|--------------|--------------------|
|              | BCともにAの扶養ではない | BのみAに扶養されている | BCともにAに扶養されている（注2） |
| Aが住民税課税      | B支給対象         | B支給対象        | B支給対象外             |
| Aが住民税非課税（注1） | B支給対象         | B支給対象        | B支給対象              |

（注1）B又はCを扶養することにより非課税となる場合を含む。

（注2）Aの住民税課税状況により異なる。

問 3-2-5 住民税非課税世帯として受給した後、修正申告等により、市町村民税が課税となった場合、どのような取扱いとなりますか。

（答）

- 修正申告や所得更正を行った結果、非課税から課税になった場合は、本給付金の住民税非課税世帯としては支給対象外となるため、既に受給している場合は申告、返還していただく必要があります。
- 一方、修正申告等により市町村民税が非課税となった場合は、申請期限までに世帯主ご本人から申請があった場合は、支給対象として取り扱うものとします。

問 3-2-6 未申告者は、どのような取扱いとなりますか。

（答）

- 未申告者は、支給案内、確認書及び申請書上で「非課税である」旨をご確認、ご誓約いただいた上で、所得がないものとして取り扱い、後に申告や更正があったことで支給対象外となった場合はご申告いただき、給付金を返還していただくこととします。
- 世帯員の一部に未申告者がいる住民税非課税世帯である場合の取扱いも同様とします。
- ただし、令和5年1月2日以降に千葉市に転入された方については、非課税証明書を提出していただきます。

問 3-2-7 複数人いる世帯において、課税対象者であった者の死亡や行方不明



により、残った世帯員から申請できますか。

(答)

- 令和5年6月1日以前に当該死亡や行方不明となった者による扶養にかかわらず、当該者を除いた令和5年6月1日時点の世帯の全員が令和5年度住民税非課税の場合は、令和5年度住民税非課税世帯に対する給付の対象になります。
- 非課税世帯給付金の対象にならない場合も、申請日以前に当該死亡や行方不明となった者による扶養にかかわらず、申請日時点の残った世帯員について、家計急変世帯に対する給付の要件を満たす可能性があります。

問 3-2-8 課税対象となる給付金(雇用調整助成金など)や一時的な所得増(土地譲渡所得など)により課税されている場合にも、住民税非課税世帯として給付対象にならないのですか。

(答)

- 給付対象にはなりません。通常のとおり、住民税の課税状況に基づき判断することとなります。ただし、住民税非課税世帯向けの給付金の対象にならなくても、予期せず家計急変し収入の減少があった場合は、家計急変世帯向けの給付金の対象になる可能性があります。

問 3-2-9 住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除くがありますが、当該非課税世帯の中に課税されている者の扶養親族ではない者が1人でも含まれていれば、支給対象となりますか。この取扱いは、生活保護世帯についても同様ですか。

(答)

- 世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。
- 生活保護世帯についても同様に、世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている場合には、支給対象外となります。

(例) 世帯主 A と配偶者 B の高齢者夫婦のみ世帯(住民税非課税)の場合

|   | 支給可否 |
|---|------|
| ①AB とともに子 C (課税) の扶養となっている                      | 対象外  |
| ②A のみの子 C (課税) の扶養となっている                        | 対象   |
| ③A が子 C (課税) 、 B が子 D (B を扶養することで非課税) の扶養となっている | 対象   |

問 3-2-10 生活保護世帯も対象とありますが、医療扶助等のみ(いわゆる単給)で生活保護を受給している世帯は、給付の対象となりますか。

(答)

○医療扶助等の各種扶助を受けている場合、本市では住民税を免除していることを踏まえ、本給付金では、単給の世帯についても給付の対象となります。

問 3-2-11 令和5年6月1日以前に配偶者と離婚したケースで、本人の世帯は令和5年度の住民税非課税だった場合、令和5年度住民税非課税世帯等に対する給付金の対象となりますか。

(答)

○令和5年6月1日時点の世帯が令和5年度住民税非課税のため、令和5年度住民税非課税世帯向け給付金の対象となります。

○なお、令和5年1月1日以降の離婚については、元配偶者による扶養にかかわらず、本人が属する世帯全員が令和5年度住民税非課税である場合には、令和5年度住民税非課税世帯向け給付金の対象となります。

○ただし、離婚の事実を市で一元的に確認することはできないため、該当の方には申請にあたってお申し出をいただく必要があります。

問 3-2-12 配偶者の被扶養者（無収入）であった者が、基準日の翌日以降に離婚した場合、当該離婚後の世帯は、住民税非課税世帯に対する給付の対象となりますか。

(答)

○基準日の翌日以降の離婚等の世帯の変更により住民税非課税世帯と同程度の収入となった場合には、住民税非課税世帯に対する給付の対象となりません。

問 3-2-13 令和5年1月2日以降に海外から入国したため、令和5年度分の住民税が課されていない者は支給対象者になりますか。

(答)

○住民税が課されていない者も住民税非課税に該当し、令和5年6月1日において住民登録されている者（住民登録はないが、日本国内で生活している者を含む。）は支給対象となります。

○なお、当該入国者の他に世帯員がいる場合は、世帯全員が住民税均等割非課税の場合、支給対象となります。

問 3-2-14 租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、住民税非課税世帯として支給対象になりますか。

(答)

○租税条約に基づく免除の適用を届出た者を含む世帯は、本給付金（非課税世帯に対する給付及び家計急変世帯に対する給付）の対象とはなりません。

問 3-2-15 DV等避難者自身が住民税課税の場合、支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者（同伴者を含む。）自身が住民税課税の場合、住民税非課税世帯に対する給付の対象とはなりません。
- ただし、家計急変の要件を満たせば、家計急変世帯向けの給付金の対象になります。

問 3-2-16 DV加害者が、避難中のDV等避難者の扶養者となっている場合、当該DV等避難者及びDV等加害者の世帯はそれぞれ支給対象となりますか。

(答)

- 当該DV等避難者については、独立した世帯とみなし、当該DV等避難者（同伴者を含む。）が非課税である場合には、支給対象となります。
- この場合、DV等避難者の住民票がある世帯（DV等加害者の世帯）については、当該世帯（DV等避難者を含めた住民票どおりの世帯）が非課税である場合には、DV等避難者とは別に、支給対象となります。

問 3-2-17 基準日時点で、DV等避難者が加害者ではなく、例えば実家の両親のような、住民税課税の支援者と住民票上同一世帯になっていた場合、支給対象となりますか。

(答)

- 住民税非課税世帯に対する給付の対象とはなりません。ただし、住民税課税の支援者が減収している場合、家計急変世帯として支給対象となる可能性があります。

問 3-2-18 住民票を居住地である入所施設に移していない児童について、措置入所等児童の保護者が住民税非課税世帯に対する給付を受けている場合、当該児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できますか。

(答)

- 措置入所等児童は、独立した生計を営むものとみなし、入所施設に住民票を移していない場合でも、非課税である児童は、保護者世帯とは別に、住民税非課税世帯に対する給付金が受給できます。
- なお、措置入所等児童についても、児童本人が住民税課税である場合には支給対象とはなりません。

問 3-2-19 住民税非課税世帯に対する給付において、措置入所等児童については、施設等に住民票を移していない場合であっても、施設所在地が千葉市で

あれば、千葉市での支給対象となりますか。

(答)

○千葉市での支給対象となります。

問 3-2-20 里親に委託された児童は支給対象となりますか。

(答)

○里親と児童（里子）が同居している場合、当該児童の所得が住民税非課税であれば、里親自身の世帯とは別に、給付の対象となります。

問 3-2-21 児童福祉法の措置入所者も支給対象ですが、年齢要件はありますか。

(答)

○年齢要件はありません。

問 3-2-22 同一の施設に入所している兄弟姉妹や親子である児童は、それぞれ受給できますか。また、この取扱いは、措置等入所障害者・高齢者についても同様ですか。

(答)

○同一の施設に兄弟姉妹、親子等で入所している場合は、本給付金の支給において同一世帯として取り扱い、原則として年長者を世帯主とします。

○ただし、同一の施設に入所している場合であっても、当該児童が入所施設に住民票を移している場合であって、兄弟姉妹、親子等が別世帯である場合は、一般的な取扱いと同様、別世帯として給付します。

○この取扱いは、同一の施設に親子、夫婦等で入所している、措置入所等障害者・高齢者についても同様です。

問 3-2-23 18歳以上の婦人保護施設の入所者の取扱いはどのようになりますか。

(答)

○18歳以上の婦人保護施設の入所者については、ご本人からDV等避難者であることの申出及び給付金の申請をしていただくことが必要です。

問 3-2-24 東日本大震災の影響により、千葉市で生活しているが住民票は移していない場合、千葉市で受給することができますか。

(答)

○千葉市では対象外となります。住民登録のある市町村にてご相談ください。

### 3 支給対象者（3）家計急変世帯

問 3-3-1 家計急変者に対する支給の趣旨は何ですか。

（答）

- これまでは一定の収入があり、市町村民税均等割が課税されている世帯であっても、予期せず家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税均等割非課税相当と見なされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。
- 「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当せず、当該月を任意の1か月として申請することはできません。なお、不法行為に起因する収入の減少は、「予期せず家計が急変」に該当しません。

問 3-3-2 「収入が減少したこと」は、いつといつを比べるのですか。また、いつ時点の誰の収入で判断されるのですか。離婚した場合の元配偶者の収入は勘案されるのですか。

（答）

- 令和5年1月以降の任意の1か月の収入が、それ以前と比べて減少したことにより、年額に換算した場合に非課税相当額となっていることが必要です。
- 判定は、申請時点の世帯構成員のそれぞれの収入に基づいて行われます。離婚後に元配偶者が転居し、住民票が別になっている場合、元配偶者の収入は勘案しません。

問 3-3-3 非課税相当とみなされる非課税相当収入（所得）限度額を教えてください。

（答）

○以下の表のとおりです。

・非課税相当「収入」限度額

| 扶養の状況等              | 収入限度額     |
|---------------------|-----------|
| 単身又は扶養親族がいない場合      | 100.0万円以下 |
| 配偶者・扶養親族1名を扶養している場合 | 156.0万円以下 |
| 配偶者・扶養親族2名を扶養している場合 | 205.7万円以下 |
| 配偶者・扶養親族3名を扶養している場合 | 255.7万円以下 |
| 配偶者・扶養親族4名を扶養している場合 | 305.7万円以下 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 204.4万円未満 |

・非課税相当「所得」限度額

| 扶養の状況等                | 所得限度額      |
|-----------------------|------------|
| 単身又は扶養親族がない場合         | 45.0 万円以下  |
| 配偶者・扶養親族 1 名を扶養している場合 | 101.0 万円以下 |
| 配偶者・扶養親族 2 名を扶養している場合 | 136.0 万円以下 |
| 配偶者・扶養親族 3 名を扶養している場合 | 171.0 万円以下 |
| 配偶者・扶養親族 4 名を扶養している場合 | 206.0 万円以下 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合   | 135.0 万円以下 |

問 3-3-4 「任意の 1 か月」は、令和 5 年 1 月から令和 5 年 8 月までのどの月を選定することもできますか。

(答)

○申請者が選定する任意の 1 か月については、令和 5 年 1 月から令和 5 年 8 月までのいずれの月を選定しても構いません。

問 3-3-5 家計急変世帯の収入要件は、世帯員個人ごとに判定することになりますか。

(答)

○個人ごとに判定します。世帯としての収入の合計ではなく、世帯主及び個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認します。

問 3-3-6 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合の非課税収入限度額は 204.4 万円未満とされていますが、扶養親族の人数によって金額は変わりますか。

(答)

○家計急変の申請者・世帯員が障害者等の場合、給与収入が 204.4 万円未満（所得が 135 万円以下）であれば、扶養親族等の人数に関係なく当該申請者・世帯員は非課税として取扱い、給与収入がこれを超える場合は、扶養親族等の人数に応じた金額により非課税か否かを判定します。

問 3-3-7 家計急変世帯に該当するかを判断するにあたり、収入の種類に制限はありますか。

(答)

○給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入の 4 種類で判断します。

○申請手続きの負担の軽減及び給付の迅速性等の観点から、市町村民税（均等割）非課税限度額の判定に利用する合計所得金額の主な項目について収入

に算定することとします。

○また、これ以外の収入は勘案しません。例えば、株式等の配当所得が減じたことは家計急変とはみなしません。

※上記の取扱いに関する補足

(給与収入)

・通勤手当や児童手当等の非課税のものは、給与収入に含みません。

(事業収入)

・新型コロナウイルスに係る協力金等、課税となるものは事業収入に含みます。

(年金収入)

・公的年金のほか、個人年金や退職金を年金方式で受け取るもの等も年金収入に含みます。

・2か月分がまとめて支給される年金は1か月分に按分してください。

問 3-3-8 離婚等により元配偶者が家計に入れていたお金がなくなったことは、予期できない本人の収入の減少に該当しますか。

(答)

○申立書や預金通帳の写し等を提出していただいた上で、個別の事情に応じて判定します。

問 3-3-9 収入の減少はありませんが、出生した子どもを新たに被扶養者としたこと等により、令和5年度住民税課税である者が、住民税非課税相当の水準となる場合は、家計急変世帯に該当しますか。

(答)

○物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図るという趣旨を踏まえ、このような場合も、予期せず家計が急変した世帯として取扱います。

問 3-3-10 任意の1か月は、申請者及び配偶者は同じ月を設定する必要がありますか。

(答)

○異なる月を設定しても差し支えありません。

問 3-3-11 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。

(答)

○家計急変世帯に対する給付は、予期せず家計が急変し住民税非課税となる水準に相当する収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期な

ど、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。

- 予期せず収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処されることがあります。

問 3-3-12 定年退職により収入（所得）が減少し、非課税水準となる場合は、どのような取扱いとなりますか。また、年金の支給は、通常2か月に1回ですが、年金が支給されない月を任意の1か月とすることはできますか。

（答）

- 家計急変世帯に対する給付は、予期せず家計が急変し住民税非課税となる水準に相当する収入の減少があった世帯に対し支給するものです。
- 定年退職による収入の減少や年金が支給されない月の収入は、予期しない収入の減少には該当しません。
- なお、定年退職や自己都合退職後に、予期せず再就職が難しくなり、当該影響がなければ得られていたはずの収入が得られなかった場合は、予期せず家計が急変したものに該当します。

問 3-3-13 家計急変世帯への給付については、「住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯」は対象となりますか。

（答）

- 住民税非課税世帯への給付と同様に、住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯は除きます。

問 3-3-14 家計急変による申請に必要な添付書類について、給与明細を紛失した場合や、自営業の場合など、挙証資料がない場合はどのように申請すべきでしょうか。

（答）

- 給与明細の再発行を勤務先にご依頼ください。自営業の方の場合は帳簿の写し等をご提出ください。
- 上記により難しい理由がある場合には、預金通帳の写し等を提出していただくこととなります。
- なお、失業中等で全く収入がない時期を任意の1か月として申請する場合は、給与明細等がそもそも存在しませんので提出不要です。ただしその場合も、申立書に「給与明細書等がない理由」は記入していただく必要があります。

問 3-3-15 令和5年6月2日以降に入国した者で、予期せず家計が急変し収



入の減少があった者は、対象となりますか。

(答)

○本給付金は、基準日（令和5年6月1日）において、日本国内のいずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者が対象であり、基準日の翌日（令和5年6月2日）以降に入国した等により新たに住民登録された方を申請者として申請することはできません。

問 3-3-16 申請者が個人事業主等の場合の家計急変申請において、夫から専従者給与を受ける妻は、申立書に記入する扶養人数に含めてよいですか。

(答)

○青色専従者給与の支払いを受けている者及び事業専従者に該当する方については、扶養人数に計上できません。

問 3-3-17 家計急変世帯として申請したが、非課税相当額とならず不支給となった後、出産により扶養家族が増えたなど要件が変更された場合、再申請を行うことが可能ですか。あくまでも、申請は一世帯1回限りですか。

(答)

○一度不支給となっても、申請期限内に新たに予期せず家計が急変し住民税非課税相当の水準まで減収した場合には、再度申請することは可能です。

○ただし、本給付金の受給は、1世帯につき1回限りです。

問 3-3-18 家計急変者として本給付金を受給した後、令和5年の所得に基づく令和6年度の課税状況が結果として住民税課税となった場合、返還する必要がありますか。

(答)

○単に令和6年度の課税状況が結果として住民税課税となったとしても、返還する必要はありません。

○ただし、虚偽の申告に基づき給付を受けたことが明らかになった場合には返還いただくことになります。

問 3-3-19 DV等避難者や自立援助ホーム等の入所施設の児童について、就労している等の理由で令和5年度住民税課税であるものが、予期せず家計が急変し収入の減少があった場合には、家計急変世帯として申請できますか。

(答)

○DV等避難者や措置入所等児童が住民税非課税世帯に対する給付の対象にならない場合でも、家計急変世帯に対する給付の要件を満たせば、申請可能です。